

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社東理ホールディングス
【英訳名】	Tori Holdings Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永井 鑑
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 忍田 登南
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長永井鑑及び代表取締役副社長忍田登南は、当社および連結子会社（以下「当企業グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成22年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当企業グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、一部の連結子会社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金およびたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点の当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社が過去に実施した第三者割当増資に関する当社のコンサルティング費用の支払いに関連して、多額の業績予想の修正及びその取消しを行なったこと、並びに第1期（平成17年3月期）期末決算、第2期（平成18年3月期）期末決算、第3期（平成19年3月期）期末決算、第4期（平成20年3月期）中間決算、期末決算及び第5期（平成21年3月期）第1四半期決算、期末決算において、有価証券報告書における注記の漏れがあることが判明し訂正いたしました。

これらは、全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスにおけるチェック項目、チェック体制が不十分であったことに起因しております。旧代表取締役の強い圧力の下、いずれも当該判断を支える事実関係についての十分な実態調査を行なわなかったことが表面的な原因であります。経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが根本的な原因であります。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、重要な欠陥に該当するとの判断に至ったことの原因分析および問題点抽出結果に基づき、以下の改善措置を実施しております。これらの改善措置等により、平成23年3月期中に重要な欠陥の是正を完了する予定であります。

ア．取引・契約に関わる意思決定プロセスの改善

取引契約に関わるもの

- ・「与信管理担当」の選任
- ・「与信管理責任者（各社）」の選任

監視機能に関わるもの

- ・「コンプライアスマネージャー」の選任
- ・「コンプライアンス担当責任者（各社）」の選任

イ．適時開示体制の強化

体制に関わるもの

- ・「情報開示補助者」の選任
- ・「情報取扱責任者（各社）」の選任

5 【特記事項】

付記すべき事項はありません。